

平成 2 9 年度

東京都健全化判断比率審査意見書

東京都監査委員

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）

第 3 条第 1 項の規定により、平成 29 年度東京都健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した結果、別紙のとおり意見を付する。

平成 30 年 8 月 29 日

|         |   |   |     |
|---------|---|---|-----|
| 東京都監査委員 | 成 | 清 | 梨沙子 |
| 同       | 高 | 倉 | 良生  |
| 同       | 友 | 渕 | 宗治  |
| 同       | 岩 | 田 | 喜美枝 |
| 同       | 松 | 本 | 正一郎 |

## 第1 審査の概要

### 1 審査の対象

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号。以下「法」という。）に定める、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した。

### 2 審査の方法

知事から提出された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について審査した。

審査に当たっては、

- （1）法令等に照らし財政指標の算出過程に誤りがないか
- （2）法令等に基づき適切な算出要素が財政指標の計算に用いられているか
- （3）財政指標の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか
- （4）客観的事実の妥当性を判断した上で財政指標の算定を行う場合において、公正な判断が行われているか

などに主眼を置き、決算諸表その他の帳簿及び証拠書類との照合等を行うとともに、関係部局から説明を聴取するなどの方法により審査を実施した。

### 3 審査の期間

平成30年7月24日から同年8月29日まで

## 第2 審査の結果

### 1 計数について

審査に付された健全化判断比率の算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されており、健全化判断比率は誤りのないものと認められる。

### 第3 健全化判断比率の状況

法は、地方公共団体の財政状況を客観的に表し、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するための指標として、健全化判断比率を定めている。

都における平成29年度の健全化判断比率は、表1のとおりであり、前年度と比較して実質公債費比率は0.1ポイント増加、将来負担比率は7.3ポイント減少している。

(表1) 健全化判断比率の状況

| 年度    | 実質赤字比率       | 連結実質赤字比率      | 実質公債費比率         | 将来負担比率            |
|-------|--------------|---------------|-----------------|-------------------|
| 29    | —<br>(5.47%) | —<br>(10.47%) | 1.6%<br>(25.0%) | 12.5%<br>(400.0%) |
| 28    | —<br>(5.45%) | —<br>(10.45%) | 1.5%<br>(25.0%) | 19.8%<br>(400.0%) |
| 増(△)減 | —            | —             | 0.1             | △7.3              |

- (注) 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、赤字が生じていない場合、「—」と記載  
2 ( ) 内の数値は、早期健全化基準値（地方公共団体の財政の状況が改善努力を要するかどうかを判断する基準）

- (参考) 1 4種類の比率のいずれかが早期健全化基準以上の地方公共団体は、財政健全化計画を定めなければならない。  
2 都の実質赤字比率及び連結実質赤字比率に係る早期健全化基準値については、道府県と市区町村の両方の要素を有していることから、道府県相当分と市区町村相当分との標準財政規模に一定の率を乗じて算出することとしており、毎年度、算定する。